

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習のお知らせ

公益社団法人 北海道労働基準協会連合会

金属アーク溶接等作業^(注1)につきましては、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないこととされておりましたが、令和6年1月1日から「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者から金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとなりました。^(注2)



当会ではこの講習を開始いたしましたので、金属アーク溶接等作業の業務を行っておいでの事業場におかれましてはご利用いただきたくご案内いたします。

この講習は、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技講習の内容をアーク溶接等作業に限定した1日6時間の講習となっております。詳細につきましては(公社)北海道労働基準協会連合会のホームページ「各種講習のご案内」をご覧ください。

注1 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業

注2 従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から金属アーク溶接等作業主任者を選任しても差し支えありません。